

(お知らせ)

放射性物質による汚染を伴う傷病者の診療に関する
福島県立大野病院との覚書の締結について

平成 17 年 3 月 17 日
東京電力株式会社
福島第一原子力発電所
福島第二原子力発電所

福島第一原子力発電所ならびに福島第二原子力発電所は、本日、福島県立大野病院(福島県双葉郡大熊町 院長;作山洋三)と、「放射性物質による汚染を伴う傷病者の診療に関する覚書」を締結しましたのでお知らせいたします。

これまでも、発電所内で保守作業等を行っている際に、万一放射性物質による汚染(付着)を伴う傷病者が発生した場合は、発電所内で可能な限り放射性物質の除去を行ったうえで、各病院に対して受け入れをお願いしておりますが、今回締結した覚書は、そうした放射性物質による汚染を伴う傷病者のさらなる迅速な受け入れならびに的確な救急医療が行えるように取り決めたものです。

(参考)

福島第一原子力発電所ならびに福島第二原子力発電所においては、福島労災病院(いわき市)および原町市立病院(原町市)との間で、「放射性物質による汚染を伴う傷病者の診療に関する覚書」を取り交わしております。

以 上